

名寄市男女共同参画推進条例逐条解説

名称 名寄市男女共同参画推進条例

【解説】

本市は、平成20年3月に策定した「名寄市男女共同参画推進計画」に基づき、これまで、男女共同参画の推進に関する様々な取組を実施してきており、「男女共同参画」という言葉が一定程度市民に浸透してきていると考えています。

また、本条例は、行政と市民等が協力して、それぞれが役割を果たし、積極的な取組を推進することにより、男女共同参画社会の実現をめざすものであることから、条例の名称については、条例の目的や理念が適切に反映され、市民にとってもなじみやすい、「名寄市男女共同参画推進条例」としました。

前文

私たち名寄市民は、名寄市民憲章にうたわれているように、「自分のまちに誇りと責任をもち、みんなで話し合いながら、住みよいまちをつくること」、「からだところろの健康を大切にし、互いに温かい思いやりをもって、安心して暮らせるまちをつくること」、「楽しく働き、創造力を発揮し、豊かな暮らしを誇れる活力に満ちたまちをつくること」などを誓い、またその実現を望んでいる。

このことは、①個人の尊重と②法の下の平等をうたう日本国憲法のもと、当然の願いである。

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより実現されるものである。そして、男女共同参画社会を実現することは、男女が社会の対等なパートナーとして協力し、支え合い、互いに思いやりをもち、社会のあらゆる分野で活躍するなど、市民憲章にうたうまちづくりの実現にもつながっていくものである。

③国においては、男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきており、名寄市においても、行政、市民、企業そして教育に携わる者がともに男女共同参画社会を築いていけるよう④名寄市男女共同参画推進計画を策定し、その実現に向けて様々な施策を推進してきている。

しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた⑤性別による固定的役割分担意識が、家庭だけではなく社会生活にも及んでおり、社会のあらゆる分野において性別を理由とする差別的取扱いや⑥暴力及び人権侵害が依然として存在している。男女の平等や男女共同参画が実現しているとは言い難い状況が見られるのである。また、少子高齢化の進展をはじめ、社会情勢は急激に変化してきており、男女が性別にかかわらず主体的に行動することが一層求められている。

このような状況を踏まえ、行政と市民等が協力して、それぞれが役割を果たし、積極的な取組を推進することにより、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、条例制定の社会的背景や目的、必要性などを明らかにするために置くものとされており、本条例でも、本市のこれまでの取組や課題、行政と市民等が協力して男女共同参画社会の実現をめざす決意など、条例制定の趣旨をわかりやすく、明らかにするため前文を置くこととしました。

<用語解説>

①「個人の尊重」

憲法第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されています。

②「法の下での平等」

憲法第14条第1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。

③「国においては、男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきており」

[日本の取組]

■国内行動計画－女性の地位向上に向けた施策の開始－

国連が「世界行動計画」を採択した1975年には、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年には「国内行動計画」を策定して、向こう10年間の女性に関わる行政の課題や施策の方向を明らかにしました。

■女子差別撤廃条約の批准－国内法等の整備－

1985年には国連の動向を受け「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、初めて職場の男女平等をめざした「男女雇用機会均等法」の制定、国籍法の改正、家庭科教育における男女同一の教育課程の実現など新学習指導要領の告示を行いました。

■新国内行動計画－西暦2000年に向けた女性の地位向上の施策－

1987年には「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、女性の地位向上の施策を図りました。1991年には「新国内行動計画」の改定を行い、「共同参加」を「共同参画」に改め、「育児休業法」を制定しました。また、1994年には男女共同参画審議会を設置し、翌年には育児休業法の改正、介護休業制度の法制化をしました。

■男女共同参画2000年プラン－2000年度までの国内行動計画－

「北京宣言」及び「行動綱領」を踏まえ、新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を1996年に策定し、2000年度までに男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向と具体的な施策の内容を示しました。

■男女共同参画社会基本法－国・地方公共団体及び国民の責務の明確化－

1999年には男女共同参画社会の実現をめざして「男女共同参画社会基本法」を制定し、基本的な理念や国、地方団体、国民の責務を明らかにしたうえで、男女雇用機会均等法の改正を行い、女性労働者への差別禁止やポジティブ・アクションに対する支援の整備を行いました。

■男女共同参画基本計画－具体的な施策の明確化と推進体制の強化－

2000年には、具体的な施策が示された「男女共同参画基本計画」を策定し、2001年には施策推進実態の監視や調査を行う「男女平等参画会議」を設置しました。また、男女共同参画社会の推進に関わる法として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を成立し、2003年にはすべての子育て支援の課題に取り組む「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

■男女共同参画基本計画（第2次）

2005年には「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定しました。特に重点的に取り組む事項として、2020年までには社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野の取組を推進する

ことや、女性の再チャレンジ支援策などが盛り込まれました。

■男女共同参画基本計画（第3次）

2010年には「男女共同参画基本計画（第3次）」を閣議決定しました。①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③様々な困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑤地域における身近な男女共同参画の推進、について改め強調している視点になっています。

④「名寄市男女共同参画推進計画」

名寄市では、これからの多様な生き方に対応し、行政・市民・企業がともに「男女共同参画社会」を築いていけるよう、平成20年3月に、平成28年度までを計画期間とする「名寄市男女共同参画推進計画」を策定しています。

⑤「性別による固定的役割分担意識」

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことです。

⑥「暴力」

性別を理由とする暴力には、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、ストーカー行為など様々な形態があります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

【解説】

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」といいます。）では、第9条において、地方公共団体に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施するという責務を定め、また、第10条においては、国民に対し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるという責務を定めています。

この基本法を踏まえ、本条例において、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者が果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることを明記しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

【解説】

本条例において、認識を共有しておく必要のある重要な用語について、その意義が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにするため定めています。

「男女共同参画」、「積極的改善措置」、「セクシュアル・ハラスメント」、「ドメスティック・バイオレンス」、「市民」、「事業者」、「教育に携わる者」の7項目について定義を規定します。

(1) 男女共同参画 男女が、①社会の対等な構成員として、②自らの意思によって③社会のあらゆる分野における④活動に参画する機会が確保されることにより、⑤男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、⑥ともに責任を担うことをいう。

<用語解説>

①「社会の対等な構成員として」

男女とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係をもっているということを示しています。

②「自らの意思によって」

「活動に参画する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないことを述べています。

③「社会のあらゆる分野」

家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野のことをいいます。

④「活動に参画する機会が確保され」

「参画」は、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わることをいいます。なお、「活動に参画する機会が確保され」ということは、能力にかかわらず活動に参画することが確保されるという意味ではありません。

⑤「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」

男女という性別によって利益に違いが生ずるのではなく、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受することができることをいいます。

⑥「ともに責任を担う」

男女という性別によって責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員としてともに責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置 ①前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため②必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

【解説】

「積極的改善措置」は「ポジティブ・アクション」とも言われ、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる分野における男女の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することをいいます。

<用語解説>

①「前号に規定する機会」

(1)の「男女共同参画」の定義中の「社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会」のことをいいます。

現状では女性の参画は進みつつありますが、男女の固定的な役割分担等により、いまだ格差が見られる状況にあり、女性の参画の機会が少ない分野が多くなっています。

②「必要な範囲内において」

格差を改善するために必要な範囲内において行われることを規定しており、男女間の参画する機会の格差について問題がなくなれば、積極的改善措置を講ずる必要もなくなりますので、暫定的な措置という意味もこの中には含まれるものです。

(3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、①その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の尊厳を傷つけ、就業等における環境を害して不快な思いをさせ又は②性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

【解説】

「セクシュアル・ハラスメント」は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「雇用機会均等法」といいます。）において、事業主が雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとして規定されているものです。

身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真の提示、または性的なうわさを流すなど相手の意に反した性的な言動により相手に不快感や不利益を与えたり、相手方の生活環境を害したりする行為のことをいいます。

なお、本条例における「セクシュアル・ハラスメント」は、雇用の場だけではなくあらゆる場での行為をいいます。

<用語解説>

①「その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の尊厳を傷つけ、就業等における環境を害して不快な思いをさせ」

雇用の場においては、「環境型セクシュアル・ハラスメント」として区分されるものです。

職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど当該労働者が就業する上で看過できない支障が生じることであって、その状況は多様ですが典型的な例として、次のようなものがあります。

ア) 事務所内において上司が労働者の腰、胸等に度々触ったため、当該労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること。

イ) 同僚が取引先において労働者に関する性的な内容の情報を意図的かつ継続的に流布したため、当該労働者が苦痛に感じて仕事が手につかないこと。

ウ) 労働者が抗議をしているにもかかわらず、事務所内にヌードポスターを掲示しているため、当該労働者が苦痛に感じて業務に専念できないこと。

②「性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与える」

雇用の場においては、「対価型セクシュアル・ハラスメント」として区分されるものです。

職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けることであって、その状況は多様ですが、典型的な例として、次のようなものがあります。

ア) 事務所内において事業主が労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、当該労働者を解雇すること。

イ) 出張中の車中において上司が労働者の腰、胸等に触ったが、抵抗されたため、当該労働者について不利益な配置転換をすること。

ウ) 営業所内において事業主が日頃から労働者に係る性的な事柄について公然と発言していたが、抗議されたため、当該労働者を降格すること。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、同じ。）又は配偶者であった者からの①身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

【解説】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）においては、被害者を女性には限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性となっています。

また、「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含むこととなりますので、ドメスティック・バイオレンスには、いわゆるデートDVも含まれます。

<用語解説>

①「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」

身体に対する暴力以外の「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とはいわゆる精神的暴力又は性的暴力のことであり、刑法上の脅迫に当たるような言動もこれに該当します。（軽微なものは除かれます）。

（身体的暴力）

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するものです。

刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

- 殴る ■ 蹴る ■ 身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- 刃物などの凶器をからだにつきつける ■ 髪をひっぱる ■ 首をしめる
- 腕をねじる ■ 引きずりまわす ■ 物をなげつける

（精神的暴力）

心無い言動等により、相手の心を傷つけるものです。

精神的な暴力については、その結果、PTSD（外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障がいに至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

- 大声でどなる ■ 実家や友人とつきあうのを制限する
- 電話や手紙を細かくチェックしたりする
- 何を言っても無視して口をきかない
- 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- 大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
- 生活費を渡さない ■ 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする
- 子どもに危害を加えるといっておどす
- なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす

（性的暴力）

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったものです。

- 見たくない性的なビデオや雑誌をみせる ■ 性行為を強要する
- 中絶を強要する ■ 避妊に協力しない

(5) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内の学校で学ぶ者及び市内においてその他の様々な活動を行うものをいう。

【解説】

名寄市自治基本条例（平成22年条例第1号。以下「基本条例」といいます。）においては、「市民」の定義について、まちづくりに関わる人々という観点から、広い意味で位置付けており、本条例においても、基本条例の考え方に準じて定めています。

(6) 事業者 市内において、事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

【解説】

営利又は非営利目的に関わらず、市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。

「団体」とは、町内会やボランティア団体など、法人以外の集団のことをいいます。

(7) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育その他の教育の分野において教育活動を行うものをいう。

【解説】

男女共同参画を推進する上で教育の果たす役割は大きいことから、学校教育だけではなく社会教育やその他の教育の分野における教育活動についても、教育に携わる者として定めています。

第2章 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の①個人としての尊厳が重んぜられること、男女が②性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が③個人として能力を発揮する機会が確保されること④その他男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

【解説】

男女の人権の尊重は、男女共同参画の推進に当たり最も基本となる理念であり、内容として、「個人の尊厳」、「男女平等」及び「個人の能力の発揮」の三原則を明記しています。

<用語解説>

①「個人としての尊厳が重んぜられること」

男女の個人の人格が尊重されること、性別に起因する暴力（※）がないことなどがその意味として考えられます。

※性別に起因する暴力には、夫・妻／パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等が含まれます。

②「性別による差別的取扱いを受けないこと」

男女平等の理念は憲法第14条にも規定されているところであり、男女差別をなくしていくことは重要な理念です。「差別的取扱いを受けない」という行為の受け手に着目した規定としているのは、行為者の差別の意図の有無に関わらず、性別による差別的な取扱いを受けないことを基本理念としているためです。

③「個人として能力を発揮する機会が確保されること」

男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。男女があらゆる分野における活動に参画するに当たっては、社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることを定めています。

④「その他男女の人権」

生命、自由、幸福追求に対する権利や政治信条の自由が確保されることなどをいいます。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を①できる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

【解説】

社会的に形成された制度や慣行には、性別による固定的な役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守る」など）等を反映して、就労等の活動の選択をしにくくするものがあります。

このことを踏まえ、男女共同参画の推進に当たっては、社会制度・慣行が男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないよう配慮することを定めています。

<用語解説>

①「できる限り中立なものとするように配慮」

社会における制度又は慣行は、必ずしも男女共同参画の推進を直接的な目的とするものではなく、また、制度を作った目的を追求すれば、男女共同参画社会の形成について完全な中立を保つのは難しい場合もあることから、「できる限り配慮する」ことを定めています。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の①立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

【解説】

社会の構成員が、政策あるいは方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すことであり、重要な意義を持つことから、基本理念として定めています。

<用語解説>

①「立案及び決定」

政策、方針の案の検討の段階からその決定の段階までのすべてをいいます。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の①家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

【解説】

子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動の多くは女性が担っているという状況の中で、少子・高齢化が進展しています。

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、家族を構成する男女が相互に協力をするとともに、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動（働くこと、学校に通うこと、地域活動することなど）との両立が図られるようにすることが重要であることから、基本理念として定めています。

<用語解説>

①「家庭生活における活動」

調理、掃除、洗濯、買い物、家の管理など家庭生活を行う上での様々な活動が考えられます。

(性と生殖に関する個人の意思の尊重と健康への配慮)

第7条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について個人の意思が尊重されるとともに、生涯にわたり性と生殖に関して健康な生活を送ることができるように配慮されなければならない。

【解説】

1994年にカイロで開催された、第3回国際人口・開発会議で提唱された「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（和訳：「性と生殖の健康と権利」）という概念で、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることが必要という考え方に基づくものです。

女性は、妊娠や出産など、ライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。

妊娠や出産については、男女でそれぞれがよく話し合っ決めて、産む、産まないを男女で決定する考え方の尊重、男女それぞれが生涯にわたり健康な生活が送れるようにすることを、基本理念として定めています。

(国際社会における取組への配慮)

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行われなければならない。

【解説】

我が国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、国や道の取組を踏まえながら、男女共同参画推進の取組を進めることが重要です。

第3章 市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務

(市の責務)

第9条 市は、前章に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する①責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

【解説】

基本法第9条に定められる「地方公共団体の責務」を受けたもので、市は、基本理念に基づき、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置を含む施策を策定・実施する責務を定めています。また、男女共同参画の推進は、市の取組のみで達成されるものではないことから、施策の推進に当たっては、市民等と、国及び他の地方公共団体と連携しながら取り組むことを定めています。

<用語解説>

① 「責務」

本条項以下、「市民」、「事業者」及び「教育に携わる者」の責務を定めています。

男女共同参画の推進のためには、市の施策に加え、市民等が市への協力だけではなく主体的に取り組むことが重要です。

公的施策の主体である「市」は義務規定としていますが、「市民等」が男女共同参画の推進に努めることを期待される分野は幅広く、それらを全て義務規定とすることは困難なことから努力義務規定としています。

（市民の責務）

第10条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

基本法第10条に定められる「国民の責務」を受けたもので、男女共同参画社会を形成する上で、市民が行う取組の果たす役割が大きいことから、男女共同参画の推進について、市民の責務を定めています。

職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野で、いろいろな立場から、互いに責任を担い、協力することにより、男女共同参画が推進されるよう努めることが本条項における責務の内容です。

具体的には、例えば、市民それぞれが、性別による差別的取扱いをしないよう心がけること、家庭において家族を構成する男女が、互いに協力し合うことなどが含まれます。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、協力していただくことを明記しています。

（事業者の責務）

第11条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

基本法においては、第10条に定められる「国民の責務」に含まれますが、事業者はその立場上、労働者に対して、市民以上に強い影響力を持っており、しかも男女共同参画社会の実現のためには職場における男女共同参画の推進は不可欠であることから、その主体である事業者の責務を市民とは区分して定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、協力していただくことを明記しています。

（教育に携わる者の責務）

第12条 教育に携わる者は、男女共同参画についての理解を深め、それぞれの教育の場において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

基本法においては、第10条に定められる「国民の責務」に含まれますが、教育は市民の意識や価値観に大きな影響力を持っており、あらゆる教育に携わる者が男女共同参画の理念に基づき教育を実践することが重要であることから、その責務を市民とは区分して定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、協力していただくことを明記しています。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第13条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする直接的又は間接的な差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

【解説】

性別による差別やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の暴力行為は、相手方の尊厳を傷つけ、自信を失わせ、自由な活動を制限することにより個人の人権を侵害するものです。

このため、すべての人や団体に対して、社会のあらゆる分野において、性別による男女共同参画の推進を阻害する差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を禁止することを定めています。

(情報に関する留意)

第14条 何人も、公衆に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

【解説】

新聞、テレビ、インターネットやポスター、看板、広告などを通して不特定多数の受け手に発信される情報の中には、性別による固定的な役割分担を前提とした表現や暴力的行為を助長するような表現、過度な性的表現も見受けられます。

表現の自由は、憲法で保障された権利として尊重されるべきですが、その一方で、表現される側の人権や男女の平等についても、憲法上の権利として保障されており、こうした表現は、多くの市民が日頃から目にすることにより、当たり前のこととして社会一般に浸透していくおそれがあります。

そのため、市内の公共の場に表示される広告物等について、性別による固定的な役割分担や暴力的行為を助長する表現、過度な性的表現を行わないよう定めています。

第5章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 市が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、名寄市男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【解説】

本条項は、市に対し、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定することを義務付けるものであり、市は、基本計画に沿って、男女共同参画の推進を図ることとなります。

本条項においては、基本計画に盛り込むべき事項や策定に当たっての手続き、公表について定めています。

また、基本計画を変更する場合も、策定に当たっての手続きや公表について、準用することを定めています

（附属機関等における男女共同参画の推進）

第16条 市長は、附属機関等の委員を任命又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

【解説】

本条例における「附属機関等」とは、法律や条例により設置されている附属機関と要綱等により設置されている委員会等のことをいい、市政の重要事項について審議等を行う機関です。

本条例の基本理念の一つである、「政策等の立案及び決定への共同参画」を進めるためには、政策、方針決定の場への女性の登用について、市が率先して取り組んでいくことが重要であることから、附属機関等への女性委員の登用を積極的に図ることを定めています。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第17条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

【解説】

市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、直接的に男女共同参画の推進に関係する施策ではなくても、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすことがあります。

そのため、そのような施策について男女共同参画の推進への影響を適切に配慮することを定めています。

また、市の男女共同参画の推進に関する施策は、基本計画に盛り込まれて実施することになりますが、基本計画に盛り込まれない施策であっても同様に、策定、実施に当たっては男女共同参画の推進に配慮すべきものとしています。

(市民等の理解を深めるための措置)

第18条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、情報提供、広報活動その他適切な措置を講じなければならない。

【解説】

基本法第16条に定められる「国民の理解を深めるための措置」を受けたもので、市に対し、基本理念に関する市民の理解を深めるよう、情報提供や広報活動等を通じて適切な措置をとることを義務付けるものです。

これは、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識などが男女共同参画の推進の障害となっていることを踏まえ、基本理念が市民に周知され、理解されることにより、男女共同参画社会の形成につながっていくこととなるからです。

(教育及び学習の振興)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

男女共同参画の推進において、教育及び学習の果たす役割は極めて重要であり、市民の意識や価値観に大きな影響力を持っています。

そのため、市に対し、生涯にわたるあらゆる教育の分野で、男女共同参画についての教育を行うことを定めています。

(事業者に対する協力依頼)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

【解説】

労働条件の改善や雇用対策などのいわゆる労働行政については、国の所管となっており、雇用機会均等法では、国が、事業者に対する指導・勧告やその勧告に従わない場合の企業名の公表、女性労働者と事業者との紛争解決の援助などを行うものとされています。

そのため、本条項は事業者への個別指導を想定したものではなく、事業者からの報告内容に基づき、その結果を事業者全体に周知し、それにより、取組の進んでいる事業者には推進の継続を、遅れている事業者には積極的な取組を促すものです。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

【解説】

男女共同参画施策を効果的に実施するため、市は、国内外の動向や施策の推進状況、市民意識等について調査研究を行うことについて定めています。

(市民等の活動に対する支援)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

男女共同参画の推進には、市の施策だけではなく、市民等の自主的な活動が重要な役割を果たしており、市の取組と連携することにより、さらに大きな効果が期待できることから、市は、その活動に必要な情報提供や助言、活動の場の提供等の措置を講ずることを定めています。

(公表)

第23条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

【解説】

男女共同参画を推進していくためには、基本計画に基づいた施策の実施状況等を調査、検証し、次年度へ繋げていく必要があります。

このため、市に対し、基本計画の進捗状況を明らかにするため、毎年、施策の実施状況等をホームページ等で公表することを定めています。

(市民等からの申出)

第24条 市民等は、男女共同参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女共同参画に必要と認められるものがあるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

市に対し、性別による差別的取扱いなどの人権侵害や、男女共同参画に必要なことに関する申出に対して、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずることを定めています。

特に、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の暴力的行為については、当事者からの訴えがしにくいものであるため、市は、これらの人権侵害に関する申出があった場合には、市役所内の関連部署、国、道及び警察等との連携を強化し、迅速かつ適切な処理を行います。

第6章 男女共同参画推進委員会

(設置)

第25条 男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、名寄市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

【解説】

男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、「名寄市男女共同参画推進委員会」（以下「推進委員会」といいます。）を設置することを定めています。

(所掌事項)

第26条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) この条例の見直しに関すること。
- (2) 基本計画等の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

【解説】

推進委員会は、本条例の見直しや基本計画等の推進及び進行管理など、男女共同参画の推進に関することについて、調査審議を行います。

(組織)

第27条 推進委員会は、15人以内の市民で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 事業者からの推薦による者
 - (3) 公募による者
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 2 市長は、委員の選任に当たっては、男女の比率の均衡に努めるものとする。
 - 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
 - 6 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

【解説】

推進委員会の委員数、任期、構成等について定めています。

(会議)

第28条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め又は意見を聴くことができる。

【解説】

推進委員会の会議の招集、成立条件及び議事の決定等について定めています。

第7章 条例の見直し

(この条例の見直し)

第29条 市は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

【解説】

本条例の施行後においても本条例が男女共同参画社会の実現のため、適当なものであるかどうかを検証するために定めています。

見直しの年限を示していないのは、年限ごとに検証を行うのではなく、社会状況の変化等に柔軟に対応していくとの考えに基づくものです。

第8章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行日を定めています。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている名寄市男女共同参画推進計画は、第15条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

【解説】

本市は、平成20年3月に「名寄市男女共同参画推進計画」を策定しています。この計画は、平成28年度までの行動計画と位置付けていますので、これを第15条第1項に規定する基本計画とみなし、引き続き施策を推進していきます。